

阿南市洋上風力発電施設の建設に係るガイドライン

1 目的

このガイドラインは、阿南市沖対象地域における洋上風力発電施設及び送電線等の付帯設備（以下「発電施設」という。）の建設及び維持管理等に関し、事業者が遵守すべき事項を明らかにすることによって、重大な環境影響を未然に防止し、環境保全と産業発展の両立による地域振興を図ることを目的とする。

2 対象

(1) 対象地域

このガイドラインにおける対象地域は、市に面した海域とする。

(2) 対象事業

対象地域において、風力発電施設の新設、増設、改修又は撤去（以下「建設」という。）を行う場合を対象とする。

3 発電施設の建設等に当たっての遵守事項

事業者は、発電施設の建設及び建設後に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 阿南市風力発電に係るゾーニングマップ及び報告書の活用

阿南市風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング実証事業報告書を活用すること。

(2) 動植物の影響に対する配慮

バードストライク、水中音等による鳥類及び海域に生育・生息する重要な種への影響について、配慮すること。

(3) 景観の影響に対する配慮

室戸阿南海岸国定公園等の主要な眺望景観への影響について、配慮すること。

(4) 住宅等の距離

住宅等との距離（風車のタワー基礎部分からの水平距離）は、500 m以上の離隔を確保すること。

(5) 騒音及び超低周波音の影響に対する配慮

近接する住宅等では、騒音及び超低周波音の影響が懸念されることから「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（2017年5月、環境省）等を参考としながら、地域住民への説明に努めること。

(6) 光害に対する配慮

風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置に際しては、地域住民の生活環境及び動物への影響について、配慮すること。

(7) 文化財の保護

文化財を保護すること。

(8) 利害関係者への影響に対する配慮

発電施設の位置及び配置等について、利害関係者との十分な協議を行うこと。また、建設時には騒音や水の濁り等の影響が懸念されるため、特に漁業関係者と協議・調整の上で漁業に配慮した工事工程や施工方法とすること。

(9) 電波障害に対する配慮

海域を横断する重要無線通信等への影響について、関係機関に問い合わせの上で必要な手続きを行うこと。テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。

(10) 船舶等の航行における衝突リスクに対する配慮

夜間や濃霧発生時に船舶等が発電施設に衝突しないよう、関係者と協議の上、衝突回避策を講じること。

(11) 洋上風車の破損・倒壊等のリスクとその対応に対する配慮

自然災害等によって、発電施設が破損または倒壊した場合など、危機管理対策を講じること。事業終了後は、海域利用に極力影響がない状態に復元すること。

(12) 地域振興策の検討

市の施策に協力するとともに、環境学習、漁業振興、関連産業の拡大や雇用の確保、交流人口の拡大、非常時の電源確保等の地域振興に努めること。

(13) その他

上記のほか、環境保全のために遵守することが必要と認められる事項。

4 ガイドラインによる調整手順

(1) 事前協議

事業者は、事業計画について阿南市と事前協議を行うこと。市からの意見、要望等に対して誠実に対応すること。

(2) 法規制に係る協議

事業者は、発電施設の建設に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うこと。

(3) 地域住民等への説明

事業者は、発電施設の建設に当たって、事前に地域住民、関係団体等に対して十分な説明を行い、理解を得ること。また、地域からの意見、要望等に対しては誠実に対応すること。

5 建設後における維持管理等

(1) 事業者は、発電施設について定期的に点検を行うなど適切に維持管理し、破損、事

故等を未然に防止するとともに、自然災害への対策を行うこと。

- (2) 事業者は、発電施設に起因する環境影響や紛争等が生じた場合は、迅速に原因を調査し誠意をもって対応すること。
- (3) 事業主体（施工事業者を含む）が変更になった場合においても、地域との同意内容について責任をもって履行すること。
- (4) 発電事業が終了した後は、撤去までの期間、発電施設の倒壊等による周辺への危険がないように適切に管理し、発電施設の撤去及び処分は、関係法令を遵守し、事業終了後、速やかに行うこと。

6 その他

このガイドラインは、必要に応じて見直すものとする。

附 則

このガイドラインは、令和3年3月23日から施行する。